

プロレタリア通信

第13号

1988年9月15日
1部 100円

〒170-91
東京豊島局
私書箱59号

発行「プロレタリア通信」編集委員会
☆万国の労働者団結せよ!!
☆被抑圧民族の解放!!
☆帝国主義打倒・プロレタリア独裁・社会主義
☆スターリン主義打倒・国際非合法党の建設!!

ソウルオリンピックの政治的意義について

九月十七日から、ソウルオリンピックが始まった。これまでのオリンピックが、「平和の祭典」という美名の下に政治的に利用されてきたように、今回の第二十四回ソウルオリンピックもまた、まぎれもなく政治的戦略の手段として利用されている。韓国沿岸をアメリカの第七艦隊が警戒し、テロ対策を名目として、飛行場、オリンピック関連施設を中心に厳重な警備がおこなわれている。もともと韓国は、北の脅威を口実として、歴代の独裁政権の下で、軍事的に総動員態勢が形成され、在韓米軍が陣どっているのである。

日本においては、公安当局は、昨年末から日本赤軍関係者の逮捕をきっかけにして、救援運動家や市民運動の活動家、および党派の活動家の自宅や事務所などを家宅捜索し、住所録や手紙など大量の資料を押収して情報収集に余念がない。また、中核派、解放派、戦旗派等の活動家のところを訪問し

たり、尾行したりして、恫喝をおこなっている。そしてマスコミは、ソウルオリンピックブームをおおりに、日本帝国主義の国民総動員力を貸している。

われわれと労働者階級にとって重要なのは、このように米・日・韓と一体となってソウルオリンピックを防衛し、推進する帝国主義の政治目的の暴露である。橋本聖子やベン・ジョンソン、カール・ルイスやジョイナーは華やかではあるが、あくまでも脇役にすぎない。主役は、韓国の支配階級と米日の帝国主義者である。

朝鮮半島北部の朝鮮民主主義人民共和国を排除し、ソ連・中国を含めて百六十一カ国が参加しておこなわれる今回のオリンピックは、史上最大の国際的な韓国承認の政治ショーである。開催地をソウルにするにあたって強力な支援をおこなったのは、アメリカである。この政治ショーをプロデュースしているのは、日本の広告会社電通

である。韓国の支配階級は、韓国の国際的政治的承認によって朝鮮半島の現状固定化をはかり、南北同時国連加盟と九十年代の経済的発展の戦略をねらっているのだ

11・6三里塚空港包囲行動へ

全力決起せよ!

韓国資本は、中国への進出さえ計画している。周知のように、韓国はアメリカ資本や日本資本の投下市場となっている。対外債務は、何百億ドルにもなっている。このような基礎のうえに、オリンピックを契機にして、南北の自主的、平和的統一が達成されるはずはない。韓国の帝国主義的強化は、南北の自主的、平和的統一の障害である。われわれは、帝国主義の戦略が北朝鮮を孤立化させようえで、中国のような解放政策にふみさらせることにあることがわかる。われわれは、在韓米軍の撤退、米日資本の収奪、プロレタリアー

運輸省と空港公団は去る八月二十五日、九百二十一億にのぼる来年度概算要求を行った。これは過去最高となった今年度予算をさらに四十三%も上回るものであり、政府空港公団による九十年概成へ向けた攻撃はさらに拍車の度合いを強めている。

我々はこうした情勢にあたって、再度決意もあらたに隊列を整えていかなければならない。

■なぜ三里塚空港に反対するのか。それでは我々は何故に三里塚空

港に反対するのであろうか。まず日本帝国主義の膨脹主義の象徴として、また海外に向けた具体的な資本の侵略基地としての国際空港に反対するからに他ならない。今日、日本製品にお目にかかれない所は、世界の国々においてかぞえる程のものであるだろう。さらに近年の円高による海外への資本進出の激増は、とくに第三世界人民の生活環境を破壊し、洪水的商品輸出による現地資本の破壊、とりわけ漁業、農業関連への日本資本の進出はより直接的に現地の住民

の生活環境を破壊し、広範な生産体系の破壊は、彼等第三世界人民をして、海外への出稼ぎ労働を余儀無くさせるにまでいたっているのである。今日日本のマスコミにおいて「ジャパユキ」さんと称せられているこれらの外国人出稼ぎ労働者の存在は、単に円高による高賃金によるものではなく、こうした日本資本による海外侵略の一つの結果であることを明確に理解しなければならぬ。そうであればこそ我々の三里塚空港に反対する行動はプロレタリアとしての独

自的・国際主義的任務でもあるのである。我々は三里塚国際空港に反対することをおして世界のプロレタリア人民に連帯し、こうした行動の中でわが隊列を強化し、もって日本帝国主義を打倒するのである。

第二に我々は空港に反対し続け、百姓としての生きざまを全うしようとする農民に連帯するのである。六十六年の閣議決定以来、三里塚の農民は空港建設に反対し続け、当初の単に土地を防衛する為に反対するといった意識から、空港に反対するためにも百姓をし続けるという意識へと変わってきた。我々もそうした農民と連帯する中で、具体的な農業問題についても学び、共産主義と人民大衆との係わりという点に関して多くのことを学んだのである。我々は三里塚の農民と行動を共にすることを通して、プロレタリアに支配階級としての能力を培うであろう。

■三・八分裂とは何だったのか。

再共有化運動は過去の三里塚闘争の教訓にたった運動であった。それは過去多くの反対同盟員が生活ができないが故に反対同盟を去っていった事実から学び、生活のレベルから闘いを準備するものとしての「闘う農業」の建設と一貫した運動であり、政府空港公園からする成田用水攻撃に始まる農民

懐柔攻撃に抗しながら、同時に全国の労働者人民に連帯を呼掛け、政府の農業政策の枠を打破り独自の農業基盤を樹立し、将来の闘いを準備しようとするものであった。したがって北原派が述べるがごとき、実力闘争からの「脱落」でもなければ「金儲け」でもなかったことはその後の歴史が示す通りである。

だが、同時にこの三・八分裂が反対同盟多数派による党派排除としてあったことも記しておかねばならない。

■我々はなぜ熱田派を支持したのか

我が同盟は、その結成当初から熱田派を支持したとはいえず、熱田派結成当初から同盟として、大衆行動に参加したのではない。しかしながら、個々人のさまざまな闘争の経験から「北原派は違う」という考えを持つにいたったのである。それは単に個々の運動の路線的評価からのみ生れたものではなかった。個々人のもっている世界観・実現すべき世界のイメージからいって「北原派」に代表される「政治」によっては自らの求める世界が実現しない事を直感したからに他ならない。我々は一個の共産主義者として「北原派」の主張する政治が我々の望む共産主義的政治からして受入れ難たい物であることを理解したのであり、今

日同盟としてもしかりである。

我々は人民大衆の持つ可能性に、エネルギーにそして英知に無限の信頼を置くものである。それこそは革命の核心であろう。と、同時に我々は一箇の共産主義者としての立場性において、大衆にコビを売り、あるがままのブルジョア民主主義的意識を美化し、かつ大衆に党派の倫理を押し付け、強要することによって、これを「指導」と称したりする「政治」に断固として反対するものである。

こうした観点において我々は新たな「政治」を展望するものとして熱田派を支持したのである。我々は人民大衆の持つエネルギー、誠実さ、英知に無限の信頼を置きながらも、けつして拝跪することなく自己の見解を主張し、同時に学ばなければならぬ。それは互いに「解放」を求めるものとしての自由な討論と共同の精神の下に進められなければならないのである。我々は指導者と大衆とがまったく掛け離れた世界に住むがごとき見解に反対である。あらゆる大衆が指導者たらんと欲しなければならぬし、自らを指導者として訓練し、鍛えあげていかねばならないのである。それなしに革命はありえないからである。我々は新たな共産主義的政治を展望するものとして熱田派を支持したのである。

■農産物自由化反対について

反対同盟が農産物自由化反対を唱えてから既に久しい時が流れようとしている。こうした農産物の自由化反対への動きが農民のごく自然な要求であるが故に、それに對する我々の対応を明確に打出しておくことが必要である。

結論からいって、今日の米国家族農民を筆頭とする中堅農民層の経営危機の本質的原因は、カーギル社をはじめとする穀物メジャーによる米穀物市場の寡頭支配とその結果としての、農産物市場価格の生産費以下へのしめつけをあげる事ができる。もちろん、この間、特に八〇年代以降、この経営危機が急速に発生したのには様々な要因をあげることができ、根本的な原因は、やはり集荷、貯蔵、運搬から船積みに至るまでの物流システムをがっちり押えている穀物メジャーによる、独占的な市場支配をあげることができるのである。

米国家族農民は七〇年代以降の農産物輸出のブームの結果として、農業経営のモノカルチャー化の進展、輸出依存による経営の不安定化という事態をまねく結果となつてい。さらに食糧供給という観点から考えると、さきにあげたモノカルチャー化や、家族農民の窮乏による土壌そのものへの関心の喪失などによって、農業用地そのもの

の漸次的喪失と、地下水の過剰な吸い上げによる、水死源の枯欠化という脅威を迎えており、二〇世紀末には米国内で必要なだけの食糧供給すら危ぶむ、声すらあがっている程なのである。

米国家族農民にとって、農産物輸出ブームは実のところ七〇年代初頭の一時期を除いてなんらの利益をもたらさなかつた。農産物輸出の収量あたりの穀物価格の低落と、モノカルチャー化や、国外の農産物市場に依存することによる経営の不安定化、さらには土地価格の高騰、農業用機械価格の高騰、そして最後にレイガノミックスの高金利政策による銀行借款の水ぶくれという、とんでもない代物であった。

こうして農産物輸出ブームは農民には収益の減少をもたらしたのにもかかわらず、国内市場への供給が減少したため、食料品価格の高騰を招き、米国家族農民の家計を苦しめるものになったのである。利益を得たのはひとり穀物メジャーだけであつたのだ。

こうした構造である以上、よしんば日本の農産物輸入が自由化され、米国家族農民が日本市場を完全に支配するような状況が生れたとしても、米国家族農民の没落傾向はけつしてかわらないであろうし、「日本の農産物輸入の完全自由化」を踊らされている、当の米国家族農民

民はなんらの恩恵をこうむることはないであろう。米国民はやはり、自らの本當の敵である、こうした米国の農産物生産のシステム、市場システムそのものをうつことによつてのみ自らの農民としての生き方が全うできることを自覚すべきである。

以上の事はまた、この問題のもう一方の当事者である、日本の農民にも言える、従来のごとき、農水省、農協指導の農薬漬けの単作農業からの脱皮を計らない限り日本の農業の未来はないからである。

反対同盟は、三・八分裂以降、闘う農業建設として、自らの闘いの拠点としての農業へ力を注いできた。そして、そうした経緯の中で農産物自由化反対をも標榜している。そうである以上反対同盟は、従来の農協主導の排外主義的「自由化反対」運動に抗し、日米農民の連帯を訴える農産物自由化反対運動を領導すべき義務を負っていると言えらるる。

■10・29三里塚二期阻止東京集会に結集し、11/6三里塚現地に全力決起せよ！

冒頭においても述べたように政府空港公団はこれまで最高であった今年度予算を四十三%も上回る九二一億円という来年度概算要求を行った、このうち「空港設備の整備・拡充」という文字通り二期

工事予算ともいべき予算は六七八億円となり、環境対策費（防音工事など）が僅か五二億円にとどまった事と比べてみても分るよう空港公団の九〇年概算に向けた意気込みを伺わせるものとなっている。一昨年十一月に始まるエプロンの造成から、本年四月からのB滑走路造成、横断用地下道工事の開始、さらには同盟や支援所有の施設に対する有刺鉄線による囲い込みなど、用地内農民を孤立化させ、屈伏させようとする公団の攻撃は矢つぎばやの物となつてい

る。しかしながら前年度予算からの繰越金を含めた今年度予算の建設事業費九八五億円の消化率が（六月現在で）一七%（八月二六日朝日）という低率であることを明らかにするに、反対同盟による果敢な闘争によつて工事が遅々として進んでいないことも明らかである。

だがそうであればこそ、敵空港公団による次の攻撃がより凶悪なものとなり、けつして油断の出来ないものであることを我々は自覚しなければならぬであろう。六月ごろより始まる空港公団総裁名による用地内権者への文書による土地譲渡要請が今秋収用委再開へ向けたものであり、来年度概算要求九二一億円という未曾有の金額が示すものこそ、敵空港公団の強制収用を射程にいたした決意の現れであることを我々は見据えて置

かねばならないのである。こうした状況に対し、敵権力の攻撃に抗し、三里塚闘争を担おうとする労働者人民の今日の隊列は必ずしも思わしいものではない。特に昨年の北原派からの小川派の分裂に対する北原派の対応は特にノンセクト活動家の三里塚闘争自体からの離反を促すものとなつて

いる。さらに労働者人民の心に三里塚闘争自体の今後に絶望感すら落とするものとなつてい

何故に三里塚に関わってきたのかという事を再び想起す必要がある。三里塚が我々にとつてどういった存在であったのか、ということ

を再びみたび思い起こす必要がある。第二次強制執行における東峰十字路戦、開港阻止決戦に於ける管制塔占拠と、三里塚闘争が全人民的実力闘争の場として存在して来たことを忘れてはならない。

我々は労働者人民の中にあるあらゆる日和見主義を粉砕し、断固として三里塚闘争へと進撃せしめな

第五二回国労大会報告

七月二十日より三日間にわたり開催された第五二回国労全国大会の報告をする。

「戦後政治の総決算」を掲げ登場した中曾根は八一年三月第二臨調発足以降、高成長期に国民諸階層を買収してきた数々の既得権益の全体を見直す攻撃に打って出た。政治、経済、教育、思想、文化等あらゆる領域にわたるブルジョア統治形態の再編成である。日帝ブルジョアにはこれら新たな国内支配体制構築をめざすと共に資源と市場をめぐる国際帝国主義競争に勝ち抜くための戦略があった。帝国主義強国としての自己位置付けとしてである。

ここ数年間吹き荒れた国鉄赤字再建攻撃としての国鉄の分割・民営攻撃は文字通りこの日帝ブルジョアの戦略的攻撃であり、全

国新幹線網の更なる推進を公然の秘密とした交通運輸通信網の二一世紀をも展望した再編成であったことを改めて確認しなければなら

ない。

日帝ブルジョアは「きわめて戦後的なもの」として民同型労働運動の拠点の一つであった国労を分割・民営攻撃の過程において「国鉄赤字再建」なる企業防衛主義の土俵に追い込み、動労革マルを利用して組織分裂をかけ敗北させた。

ければならない。全勢力を傾けて三里塚闘争に進撃しなければなら

- 一、二期工事・強制土地収用を粉砕せよ！
- 一、侵略・反革命軍事空港を廃港へ！
- 一、侵略反革命前線基地を解体せよ！
- 一、出稼ぎ外国人労働者との革命的連帯をかちとれ！
- 一、二期用地内農家と砦を防衛せよ！
- 一、11・6三里塚現地に起て！

八七年四月分割・民営後、国労は四万名組織となり消滅はしなかった。しかしこの裏面には権力・国鉄当局・革マル一体となった組織破壊攻撃による百名もの自殺者と国鉄再建監理委員会最終答申を上回る十万名もの国鉄労働者の生クビの累々たる文字通りの屍の荒野が見えてくる。

現在、四七八〇名が清算事業団送りとなり、九〇年にはクビ切りが実行される。八七年四月以降、新会社での配属差別により全国至る所で国労組織破壊攻撃が続いている。更にその後の鉄道輸送業務からの強制配転、それも数次にわたる配転で差別の固定化が行われている。「意識改革が出来ていない」から「民間マインドを学ぶため」にと称しての強制出向。新就業規則の押しつけによる国労パツチ着用に對する懲戒処分、一時金

五%カット、定期昇給のカット、昇格・昇職試験導入による差別・選別等々。ありとあらゆる手段で国労組織破壊攻撃が行われている。今、五二回全国大会に負わされた課題は分割・民営反対斗争を真に総括することと国労破壊攻撃に反対する闘う方針である。清算事業団における闘い、鉄道輸送業務から追放された事業部労働者・強制出向者における闘い、鉄道輸送業務労働者、この三昧一体の闘いをどう組織するかが問われていた大会である。このような問題意識からすれば大いに不満の残る大会であった。

今大会の討論は清算事業団の闘いに集中した。国労本部の方針は再雇用を求めることのみである。ていねいに言えば、国家的不当労働行為としての改革法二三条そのものを争点にすることなく、労働委員会において、労組所屬による「採用差別」不当労働行為の救済命令を、という方針である。具体的には三年間の時限立法の延伸と広域採用の実施を推進するというものだ。この方針では権力との政治的和解しか出てこない。

いまや大会代議員の大多数がいわゆる事業部や清算事業団へ追放された活動家であり、鉄道輸送業務からの代議員がどこにいるのか探さねばならぬほどである。分割・民営以降の新社で待望されているのは鉄道産業労働運動

としての国労方針であり、鉄道輸送業務における闘いをどう再構築するのか、この一点である。少数派へと敗北した国労運動を再構築することなしに新会社経営と鉄道労連に対決し組織拡大する道すじはあり得ない。また清算事業団における闘いの前進もあり得ない。この点に關しての討論は二二三例を除いて皆無と言ってよい。それも単なる現状報告に終始し、大衆的実力斗争の「タ」の字も出てこない有様。鉄道輸送業務では劣悪な労働条件が際限なく追求され、現時点ではよりましな事業部職場へ出された方がいい、という声が組合の別なく聞こえてくる。それどころか不当配転だ、と労働委員会へ提訴している事業部職場の活動家でさえ、「もう本務に戻りたくない。このの方が楽できて国労組合員ばかりでいい。」などのたまう始末。国労が「あたりまえの組合」として存在していると自他共に認めるのであれば、この鉄道輸送業務における闘いが決定的に重要となってくるにもかかわらず明確な方針は出てこない。ここに国労で奮闘している現場労働者の苦悩がある。

また国労破壊攻撃の有効な手段としての強制出向問題については二二三の代議員が発言したのみでほとんど無視されてしまった。国労西日本本部の出向協定締結は「国労に所屬するが故の差別・選別

不利益扱いをなくすことが重要」とペテン的言辞をとりつつ、本人の同意なき出向を認め、ナント国労として推進するものである。我々は「社会の趨勢として一般的に行われている」などという経営側の論理を断じて許す訳にはいかない。我々は想起しなければならぬ。七〇年代から鉄鋼、造船、自動車などのビッグビジネスにおいて出向イコール解雇という攻撃が貫徹されてきたことを。そして御用組合が資本の手先となってク

「なんとしても守ろう！」 白保のサンゴの海」集会報告

八月二二日、「なんとしても守ろう！白保のサンゴの海」集会在総評会館で行われた。空港建設反対の署名簿を携えた現地代表団を迎えての集会是立見席まで出る程の結集をもって行われた。この集会での報告を基に「自保の海を守る」斗争を整理してみた。

斗争の発端

①千五百メートルの現空港では今後の観光客増（昭和六五年に年間百六十万人に達する）には対処できず、大型ジェット機が離着陸できる二千五百メートルの滑走路を

ビ切りを推進してきたことを。労戦問題について国労全国大会は総評の八九年解散に反対し「全労協」について慎重に検討する、となった。国労イコール左派組合だとか、修善寺臨時大会で「抵抗の執行部」を選出したとか巷間言われているようだが、読者の皆さんは以上の報告を読んで「そんなことはなさそうだが」と感想を持たれたことであろう。経過報告にも方針案にも実にリッパなことが書かれている。しかし国労のタテ

もつ新空港が必要②現空港では付近住宅への騒音対策が難しく、千メートルの拡張はできない③総工事費三百億円の公共工事は地元が発展に不可欠等々という理由をあげて石垣市長が正式に「新石垣空港建設促進協議会」を発足させたのが七九年七月であった。しかし、この石垣市長の決断は新空港建設工事、観光客増で大いに利益を上げることのできる、土建業者、観光業者、等の意を受けてのものであった。

これに対して地元、白保の住民は海を埋め立てて新空港が作られれば、海は死んでしまい生活して

マエのリッパさは別に今に始まったことではない。タテマエはあるが具体的な闘う方針が皆無である。国労が真に新会社JR資本に対決するためにも日共革同、社会党II協会派のいわゆる学校政治を打破し、真に国労の戦闘的・階級的労働運動を実現していくことは焦眉の急である。帝国主義と排外主義に対決する労働運動を交通運輸通信網の労働運動の場において構築して行くことが求められている。共に奮闘しようではないか。

その後の斗争経過
県、市当局は白保住民の反対を力でねじふせようと、土地収用法を適用して機動隊を導入して現地測量、地元漁協を金で買収して漁業権を放棄させ、御用学者を使つての「環境アセスメント準備書」作成等々を行ってきた。

これに対し白保住民は地元から本土へ至る住民運動に携わっている人々を通じて全国的な反対運動を形成するとともに、国際、国内の学者を動員して県・市当局の「新空港はサンゴ礁を破壊せずに作ることが出来る」というペテンを

数々の証拠をあげて打ち破りつつ
県・市当局を追いつめている。

「新空港」建設はサンゴ礁
の破壊なくしては作れない

県・市当局はこれまで様々な角
度から「新空港建設はサンゴ礁の
生存に重大な危機」と海洋学者か
ら反対されて来たのにもかかわらず
環境アセスメントの準備書面の
部分的手直し、滑走路長さの短縮
(当初の二千五百メートルから二
千メートルへの)等々、その場し
のぎの手段手管(それも見えない
た)を労してきたが、学者、カメ
ラマン共同によって新奄美空港周
辺を現地調査した結果を発表され
「新空港建設」は確実にサンゴ礁
を破壊させることを実証させられ
た。

新奄美空港

「新石垣空港」と同時期、計画
され、地元住民の無知につけ込ん
で作られてしまった空港。①サン
ゴ礁を埋め立ててつくる方式②空
港の形状、大きさ、③埋め立て方
法及び近くの山から土を取って埋
める方式 等々、「新石垣空港」
と全く同様に作られており、現
在この周辺がどうなっているか調
査したら「新石垣空港」完成後の
白保周辺のサンゴ礁に与える影響

もわかるうというものである。

新奄美空港周辺の海洋調査結果

「既に完成した新奄美空港周辺
のイノー(地元方言でサンゴに囲
まれた内海のこと)引用者)の状
態について四月二、三日と5月の
連休期間中に調べてみた。空港の
北側は二キロ先から南側は四キロ
先から泳いだのだが、それはもう、
さんたんたるもので透明度が極端
に悪く、死の海というか、ヘドロ
の海という状況だった。その状況
を朝日新聞五月一二日付の夕刊は、
半ページのカラー写真を掲載し「
新石垣」未来の姿?とのタイトル
で掲載した。

アイヌ民族解放闘争の現状

A アイヌ民族の復権

今日、平和憲法で名高い現憲
法でさえ国内少数民族問題につい
て一条一項もふられていない。
中曾根前首相の日本単一民族発
言(一九八六年)にみられるよう
に日本における少数民族問題はか
つて顧りみられなかったのである。
北海道には、第二次帝国主義強
盗戦争の犠牲となった北方少数民族
(ウイグル・ニクブン)が存在しそ
の固有の民族的権利を主張してい

で報じたが、全くその通りである。
イノーのサンゴについて白保が百
とするなら新奄美は一以下である
う。「エーテーナラヌ」一一号
(八八・六・三〇付、カメラマン
吉嶺金二氏)
*補集会当日、吉嶺氏よりスライ
ドによる詳細な報告がなされ
参賀者全員に深い認識を与え
た。

我々の結論

以上で明白なようにサンゴ礁の
壊滅なしには「新石垣空港」が建
設できず、我々は白保住民に対し
「新空港」廃港まで反対運動を支
持、支援していかなければならな

い。

*附次のことも認識しておくこと
も我々の武器となるであろう。

①当初の計画では「大型ジェツ
ト機の離着陸できる二千五百
メートルの滑走路をもつ新空
港が必要である」ということ
であったが県、市当局もサン
ゴ礁に影響を与えることを無
視できないので二千メートル
に短縮した。これで、大型機
は運航できなくなってしまう
た。

②「昭和六五年までに観光客は
年間百六十万人に増える」と
なっていたが、現在まで六十
万人から七十万人の横ばい状

態が続いている。

以上、「新空港」が全く必要な
なくなった今でも県、市当局はどう
してペテンを労してまでも「新空
港」を建設しようとしているのか
? この工事によって利益を上げ
る土建業者、経済会等の「せっか
くの三百億円もの公共工事をフィ
にするのはもったいない」という
突き上げを受け、又、自らも分け
前にあずかるというソロバンを弾
いての欲だけで「新空港」を建設
しようとしているのである。

以上

高橋 崇

にさえなつたと述べている。これ
が日本政府の国連(人権委)への
報告である。
一九八八年ジュネーブで開かれ
た国連の差別防止・少数民族保護小
委員会(人権委)・先住民族に関
する作業部会に昨年に続いて出席
した社団法人、北海道ウタリ協会
理事長、野村義一(一九六四年か
ら理事長)は、アイヌ民族を代表
し政府答弁の「日本民族は、いろ
いろな民族、グループが混血して

できた。アイヌもその一つで国民
としての権利は否定されていない
」に対して次のように発言した。
「アイヌを国内の少数民族と位
置づけていない。民族自決権問題
を覆い隠している」と。さらに、
日本政府は、明治初期に非合法に
アイヌの土地を奪ったではないか
と。野村理事長は、それ故にこそ、
アイヌの自立を基本とした根本的
政策が必要なのであり、ウタリ協
会が求めているアイヌ新法の承認
こそ急務なのだと述べ。こうして
「先の政府答弁はアイヌ民族の存
亡にかかわる危険なものだ!」と
結論づけたのである。
日本政府は明らかにアイヌ民族
の民族としての権利・自決権を無

視し「国民」としての権利が保障されておればそれで良いではないか。それで不十分な点は、アイヌの古式舞踊や文化の保護、または福祉としてウタリ対策費を支出しているではないかと言うのが政府の基本認識であり姿勢である。

ところで、アイヌ民族解放闘争は、一九六〇年代後半から七〇年代以降急速に高まってきた。その大きな原動力に、アイヌ民族解放同盟、ヤイユカラ（自ら行動すること）が出来るであろう。勿論この二〇年間、アイヌ民族が各地で自らの文化——イヨマンテ、カムイノミ、イチャルパをはじめ、ユーカー、リムセ、ウポポ、そしてアイヌ語や刺繍など——の伝承を全道的に地道に進めてきていることの意味は大きい。この二〇年間、民族のアイデンティティーを奪い返す運動を機動力として政治活動が展開されてきた。こうした、アイヌ民族解放のうねりは在関東での「アイヌ宣言」となり関東におけるアイヌ民族の活動も活発化してきているのである。

アイヌ民族には、世界的な叙事詩、ユーカーをはじめアイヌ語と、なによりも極寒の地で生きる独特な生活様式があった。

アイヌ民族は、明治六年まで人間の住む大地。アイヌモシリで自然とたたかいつつ自然と共に生きてきたのである。このアイヌモシ

リは、明治二年北海道と改称され、明治六年「無主の土地。天皇の財産」として暴力的に奪われた。

明治六年（地祖改正）までは、アイヌモシリは江戸幕府にすべてが支配されていてわけでも松前藩に支配されていたわけでもない。渡島半島の松前領、日本海岸の庄内。秋田領、太平洋岸の津軽、南部領などごく限られた海岸を点として支配されていたにすぎない。全道的には必ずしも、シャモの支配の及ぶところではなかったと言っても過言ではなからう。

明治二年と六年は、アイヌ民族にとって大きな転機となった。アイヌ民族は、侵略者によって「民族絶滅」政策にさらされることになる。

そもそも蝦夷地なる命名は、特定域を指定するものではない。古代律令国家形成期に「まつろわぬ人々」とくに東を一般的に指すものとして用いられた。征夷なる用語は将に、この天皇家によって与えられた称号である。したがって蝦夷なる地名も時代とともに東にさがるのである。そして、中世において、はじめて、津軽海峡以北が蝦夷地として定着する。つまり、自からの支配権益外であることを蝦夷の名でよんだのだと考えることができる。こうして、豊臣秀吉と徳川家康による朱印状は、松前藩を幕藩体制に組みこむためのものであり、認知的に認められたのである。

る。

一七〇〇年代ともなると蝦夷の商品はとりわけ重要な地位を占める。ここに、近江商人が蝦夷地でバッコすることになる。

すなわち、幕藩体制下の基幹産業たる農業への安価な金肥の大量生産地・供給地として機能を持ち始めた。鯨・鮫・鰯などの魚粕が関西まで運ばれたのである。また煎海鼠・白干鮑・昆布などのすべての生産は、文字通り略奪漁業である。

江戸幕府は、二度にわたって直接支配した。一七九〇—一八〇七年と一八五五年である。これは対ロシアからの「国防」上であるともいって何と言っても安価な労働力による商品の略奪によって幕府の財政をたすけるためであったと言ってもよいであろう。

ところで、明治以降は、アイヌモシリの豊富な資源を商品として略奪するのではなく、商品生産そのものを、その生産手段たる大地そのものを奪ったのである。ここに封建的な生産様式と幕藩体制外の蝦夷地は、内国化され資本主義的生産様式がもちこまれたのみならず和人による和風化がアイヌ民族に強制されていった。幕藩体制下における蝦夷地・アイヌ民族は、アイヌプリの禁止が和人・松前藩によって強制されることはあっても同化政策の及ぶところではなかつたのである。

ったのである。

こうして、明治六年（一八六九年）以降年間数万人のシャモが植民した。明治六年から三〇年（一八九七年）まで約七九万人が北海道に移住・植民した。この植民は、薩長に敵対した諸藩、特に東北諸藩や廢藩によって特権的地位を喪失した武士が中心となった。さらに明治七年以降は屯田兵が制度化されることによって右手に刀、左手にクワと言う形で「北の防備」を名目に植民した。「北の防備」すなわち、アイヌ民族に対する暴力的抑圧手段となったのである。

「蝦夷の儀は皇国の北門」とは明治二年に位置づけられた。そしてこのような考え方は、今日の日本の支配階級と政府もまた踏襲しているところのものである。

さて、一九六〇年代後半からのアイヌ民族解放闘争の高揚は基本的に「自己解放主義」にある。「血債の思想」や保護政策としての「施しの思想」などでは断じてないことは明らかである。

アイヌ民族は、コシヤマイン（箱館蜂起・一四五六）、シャクシャイン（シャベチャリ、サル蜂起）（一六六九年）、とクナシリ・メナシアイヌによる武装蜂起（一七八九年）に明らかかなように誇り高き民族である。ヒザを屈して服従するより、たたかいて選んできた。英雄伝説ユーカーはこうしただただのうちに生まれ、そし

て伝承されつづけた。この伝承は、

アイヌ民族の心のうちに今に生きているのである。かかるたたかいたいのイチャルパ（供養祭）は全道でこの二〇年間に飛躍的に拡大した。

アイヌ民族のこうしたアイデンティティーの復活と主権の主張は、たとえば「北方領土」問題について顕著なものである。千島をはじめカラフトでさえアイヌの先住権を主張している。こうして、日本とソ連当局に対して、アイヌ民族を抜きにしての「北方領土」の主権の主張は納得できないと意義を申し立てている。千島列島及びカラフトは、アイヌに先住権があるとウタリ協会は正式に表明（一九八三年五月）した。北海道そのものについてさえ「売った覚えも貸した覚えもない」、しかも「地代さえもらっていない」とその主権をさげびつづけているのである。

いまや、アイヌ民族の自決権を求め、流れは大きな激流となっている。

社団法人北海道ウタリ協会は一九八四年度総会で、アイヌ民族基本法とも言うべき「アイヌ民族に関する法律（案）」を万場一致で可決した。そしてこの内容が現憲法に抵触するならば憲法そのものを改定すればよいと、野村理事長は主張する。

ところでこうしたアイヌ民族の自決権を求めるたたかいたいに対して、日本社会党も日本共産党も十分に

応えるどころか、「国民」としての権利問題に切りぢぢめしている。したがってわれわれは、日本共産党をまづもって批判しつくすのでなければならぬ。これは「左翼の同化主義」と言うより、すでに同化しってしまったことを前提とする理論である。

(注) ここでの北方少数民族とはカラフト・現サハリンを日本

帝国主義が占領したさい、対ソ連工作員として先住・現住民たるニクブン・ウイルトの少数民族を強制的に軍隊に徴用した。彼らの移住地を暴力的に粉砕した。そして終戦とともに北海道において生活している。こうした人々は、当時本籍をもたないと言う理由のため 厚生省援護局から一切の保障をうけていない。その多くは民族名さえかくして生活している。その一旦を知るため是非とも『ゲンダーヌー』ある北方少数民族のドラマ『を讀むべきである。発行は現代史出版会、徳間書店発売である。

B 日本共産党批判

日本共産党は、一九七三年「民主連合政府綱領」を発表した。この「民主連合政府綱領」でアイヌ民族に関する四つの政策を提起した。次いでこの四つの政策を受け

て、日本共産党北海道地方委員会は、一九七六年第四章にわたるアイヌ民族に関する政策パンフレット「アイヌ系住民の権利と生活を守るために」なる小冊子を発表した。

さらに、この小冊子をマルクスレーニン主義から解説した論文を一九七九年『北海道経済』誌上に掲載した。

本論文においては「民主連合政府綱領」と「アイヌ系住民の権利と生活を守るために」を紹介するとともに、これを批判するものである。

「民主連合政府綱領」で共産党は、アイヌ民族を「わが国における少数民族というべき存在」と規定し四つの政策を提起した。

- 一、「旧土人保護法」にかわってアイヌ系住民の権利を保障し、生活を守る法律をつくる。
- 一、さし当たっての生活をまもる緊急政策を実施する。
- 一、いっさいの差別。を一掃する。
- 一、アイヌ系住民の民族文化と芸能を保護し発展させ、正しい教育を実施する。

とするものである。共産党中央の方針をうけて北海道地方委員会は、三年後に具体的な政策を小冊子にまとめて発表した。「アイヌ系住民の権利と生活を守るために」と題された小冊子の内容は、

- (一) アイヌ系住民の歴史と現状
- (二) アイヌ系住民の要求の基本と解決の展望
- (三) 当面の具体策
- (四) アイヌ系住民の要求闘争の正しい方向

以上四章からなっている。

先ず最初に指摘しておかねばならないのは、幾つかの事実誤認にもとづいて理論を展開していること。民族自決権を全く理解することなく、あくまでも国内問題「差別と生活」に切り縮めていること。したがって「保護と福祉」の対象とみなしていることである。つづめて言えば、アイヌ民族の自己解放に対する共産主義的援助と抑圧民族にとつての「不平等」(レーニン全集30)としても自決権を擁護するという視点はまるでないと言うことに他ならない。これは明らかに同化主義。排外主義そのものである。

小冊子の(一)章の次のような章句は意識的な事実誤認である。

「アイヌの人たちは、コシヤマインの乱(一四五年)や、シャクシャインの乱(一六六九年)……しかしそれは残忍に弾圧され、ついに江戸時代後期には幕府と松前藩の支配は全道におよびました」

ここでは二つの誤りを指摘できる。一つは「乱」としてのこと。コシヤマインやシャクシャイン、そしてクナシリ。メナシアイヌはアイヌモシリ防衛のために武装蜂

起したのであって部分的な、反権力的な反乱では断じてない。民族の誇りとその主権を賭してたたかったのである。それ故にこそ、蠣崎。松前藩はその都度和議を申し入れたのである。しかし、アイヌ民族の指導者は「和議」の席上においてダマシ打ちに合い、サン殺されることによって戦争に敗北したのである。これが史実である。

二つ目に、「江戸後期には幕府と松前藩の支配は全道におよんだ」と言う説は完全に誤りである。江戸時代における松前藩、およびシヤモ商人は、そのほとんどをアイヌモシリにおける漁貝類のさん奪とその強制的労役にアイヌ民族をかりたてたのであり、しかもアイヌモシリの沿岸を点として支配していたにすぎない。その内陸部のほとんどはアイヌ民族にとっての大地であった。

むしろ幕府にとってはロシアとの対抗上北の衛りのため、ときには「撫育」政策さえとらせたのであって共産党の言うような「全道を支配していた」などと言うことはない。

日本共産党にとってこのような事実誤認は意識的なものである。何故ならアイヌ民族の解放闘争を理解するどころか「国内問題」と規定しているからである。「国内問題」である以上自決論を提起できるはずもなく、そうであればこそ「保護」と「施し」の対象とな

らざるを得ないのである。

アイヌ民族は「日本人」と違う言葉と生活をする権利をもっていい。誤解なきよう加えると「違う言葉と生活」でなければならぬと言っておるのではなく、違う言葉と生活をもする権利のことである。つまり、アイヌ民族が固有の民族語と習慣や風習に従って生活する権利である。そこでは「日本国民として対等や平等などではない。民族対民族として、抑圧に対する被抑圧の解放として対等、平等なのであってその権利をまづもつて、われわれは承認するのではなく、認めなければならない。単に承認するのみならず、歴史的に形成された抑圧民族は被抑圧民族に対して平等等をも辞さずその解放闘争を支持するものでなければならぬ。

日本共産党は、この事を意識的にネグレクトすることによって「アイヌ系住民」と言うのである。アイヌはすでに江戸時代に全道が支配され、明治以降国民になったのだから国民として等しく同等の権利、平和憲法を享受されなければならないとするのである。そこで「アイヌ系住民」は差別され生活が困窮しているからこれをなんとか救済し保護してやらなければならぬと言う訳である。

このような考え方と主張は、明治政府が明治三二年に制定した「旧土人保護法」と中曾根発言や政府の国連報告の精神、考え方と基

礎

本的に何ら変わるものではない。アイヌ民族に対してより「日本人化」することを迫るものである。少数民族、被抑圧民族の解放の問題は、抑圧民族に同化することでは決してない。

日本共産党は、アイヌ民族の自決権の問題を帝国主義、植民地問題として理解してこなかった。

ここに日本共産党が出版した二冊の本がある。一冊は『スターリンと大國主義』、もう一冊は『日本共産党と領土問題』である。

前者はスターリンは、レーニン主義に反して大國主義的なるまゝと批難している。そして今日でも他國共産党に干渉していると述べている。では、日本共産党は、ハンガリ事件、プラハの春と呼ばれたチャコスロバキヤ事件、在日朝鮮人・沖縄・琉球人運動に対してどうだったのか、については口をどさしているののである。とりわけアイヌ民族について自決権とはどうなのかについては一言半句述べられていない。二冊目の『領土問題』ではアイヌ民族を千島列島の原住民と規定しつつも一八五五年下田での日露通商条約によって南カラフトと千島を日本とロシアで分割支配したと、それ故「北方領土」は日本のものだと言張している。ここでもアイヌ民族は完全に無視され、忘れられた存在である。こうした脈絡のなかで「アイヌ系住民」と言うことが言わ

れるのである。こうした大前提にたつて一切の理論と政策は導かれるのである。

日本共産党北海道委員会発行小冊子(二)章と(三)章は、さきに決定された「民主連合政府綱領」の「アイヌ系住民」に対する四つの政策を具体的に列記している。すでに述べたように「保護」と

「施し」の精神で政策は展開されている。第(四)章は「挑発分子」「ハネアガリ分子」追放が主張される。

「いま、多くのアイヌ系住民は国民としての連帯を強め、ともに協力しあつて生活していきたいという切実な願いをもっています。……ところがこれを破壊し挑発しようとするところがあるひとにぎりの暴力分子」と言った具合に延々とつづくのである。

一九七〇年を前後して、アイヌ民族の自己解放闘争は日本共産党をはじめとする保護や施し政策をキツパリと拒否した地平でたたかいてられてきたのだと言うことを再度確認しなければならぬ。

アイヌ民族の心ある人々は、太田竜や反日武装戦線と全く異なつた地平で民族の尊厳をかけてたたかってきた。たとえば、シャクシャイン祭は長年アイヌ自身によって行われてきた。これを六〇年代後半観光化しようとしたのはシャクシの商工業者である。七二年の人類学会粉砕にたちあがったのもア

イヌ自身である。いわゆる過激派に挑発されてアイヌがたちあがったのではない。このようないい方はアイヌ民族の自決権を求める運動を冒瀆するものである。

(追記) 前首相の中曾根康弘は一九八三年八月六日広島と、一九八六年静岡において、二度に渡つて日本は単一民族国家であると主張した。とりわけ、二度目の発言は、アイヌ民族の怒りをかい、日によっては、全道、全国でアイヌ民族自身の手によって数ヶ所の抗議集会もたれた。ちなみに、八六年十一月三〇日には、札幌でのウタリ協会主催をはじめ、全道数ヶ所で、そして、東京でも「アイヌ民族が存在することを、アイヌ自らがアピールする東京集会」が開催されたのであった。

こうしたアイヌ民族の抗議の声は、日本共産党に対しては、も少くならず影響を与えたのである。少なくとも、一九八六年以降「アイヌ系住民」とは呼ばなくなった。正しく、アイヌ民族と呼称するようになったのである。だがしかし、日本共産党の政策が変つたわけではない。とりあえず「系住民」とは言わなくなったにすぎない。

C アイヌとニクブンの漁業協定を支持せよ!

根室支庁標津(シベツ)町・ウタリ漁業生産組合(同組合長椎久忠市)とサハリン漁業公団との間で「ドナルドソン(マス)の大型交配種」養殖に関する漁業協定」を結んだ。

椎久忠市氏は、北海道ウタリ協会の北方民族文化交流団事務局長としてサハリン州を四月に訪問した。その際、ソ連側から北方民族間の文化、経済交流が提案され、五月の再訪問でサハリン漁業公団と協定を結んだ。

こうして、七月三〇日午前五時、クナシリ沖六キロの海、ソ連領海内のイケスにドナルドソンの稚魚を放流したのである。

日本政府外務省は「ソ連による北方領土の不法点拠を認めることなる」(朝日新聞八月日)と反対、北海道庁は中止要請をした。

日本政府は六月はじめころからこのアイヌ民族とニクブンによる漁業協定が表面化して以来反対しつづけた。にもかかわらずアイヌ民族と直接話し合うことなく道庁や根室市庁管内漁業組合を通して中止を勧告しつづけたのである。

アイヌ民族は政府非公認の協定を北方少数民族(ニクブン)との交流として国境を越えたのである。勿論これまでも文化交流や世界先住民族会議参加、国連への出席な

どアイヌ民族はその民族の復権を求めて独自に活動し、世界の少数民族と連帯してきた。しかし、この漁業協定はたびかさなる政府の反対を押し切つて、しかもクナシリ沖で合併会社の設立と共同事業を開始したことの意義は大きい。第一に全く独自に外交交渉を成立させたこと、第二にクナシリを自己のものに奪い返す意気込みを示したこと、第三に少数民族の交流を深めたことである。総じて、アイヌ民族の主権を示した画期的協定だ言うことができる。

朝日新聞(八月四)によれば、椎久忠市氏は、「合併事業を大事に育て規模も拡大したい。経済的にもしいたげられてきたアイヌの仲間をどんどん会社に加え、アイヌの経済的自立のテコとしたい」と述べている。また、こうした椎久忠市氏の活動に対して右翼はさつそく妨害に出ている。八月二八日、椎久氏所有の船が放火されるという事件さえ起きている。

また、政府のいう「ソ連による北方領土の不法点拠を認めることなる」に対してさえ「アイヌの人たちの胸のうちには『北方領土といつても、もともとはわれわれの島』との思いがこもっている」と、朝日新聞さえ報道せざるを得なかつたのである。

この漁業協定は画期的である。まず第一に、アイヌ民族の主権を主張していること。海に対して、

クナシリに対してなによりも外交交渉をなしとげたと言う点で画期的である。

かつて、故結城庄司氏は、クナシリ蜂起イチャルパにおいて、クナシリから石をもってきてこのノッカマブの地に慰霊碑の建立を是非ともしたいと希っていた。結城庄司氏は、なんとしても自力でクナシリから石をもってきたいと、ノサップにはシャモの碑文があるのに、アイヌの石碑がなければ正義が通らなくなるとさえ述べていた。したがって、日本政府にお願ひして、ソ連と交渉して石をもってくるのではなく、あくまでもクナシリ・アイヌの武装蜂起をたたえるため、クナシリから石を運ぶのである。

結城庄司氏のアイヌ民族の復権にかけるなみなみならぬ決意は、四五才という急逝にあわなければ実現していたであろう。

この結城氏の遺志は、見事に北海道アイヌ政治連盟会長（一九八三年）である権久忠市氏によって引き継がれたと言っても過言ではあるまい。

政府は、この合併会社を具体的に規制する法律をもちあわせてはいない。唯一「領土問題」からクナシリ沖の開発は認められないとしているにすぎない。だがしかし、アイヌ民族にとって、クナシリはもとより千島列島もカラフト（サハリン）も自分たちのモシリ（大

地）だ。とする思いをもっている。

アイヌ民族の長老（エカシ）は「北方領土がアイヌのものであることは誰でも知っている。われわれはまだ誰からも地代をもらっていない」と。北海道でさえ、売った覚えも貸した覚えもないと主張しているのであって、「北方領土」は、日本にもソ連にも、貸しても売ってもしないと言ふことである。アイヌ民族は正しく主権を主張している。

政府は、弾圧の方途を具体的には見い出してはいない。とは言え、水揚の時点で漁業法などを楯にこの事業を妨害し、この事業が重大な政治問題化する事はまちがいない。

われわれは、政府の弾圧と右翼の攻撃から断固防衛してゆくのでなければならぬ。

権久忠市氏とウタリ漁業組合・ウタリ共同株式会社に激励の便り、電報を集中せよ。

団体・個人を問わずシベツ町ウタリ漁業組合に激励を。

D アイヌ民族に関する法律の実現を

北海道ウタリ協会は、五九年度総会においてアイヌ民族基本法ともいふべき法律案を決定した。

まず、この法律案の要旨を紹介する。

法律案は、

三項目からなる声明、前文、次いで本法を制定する理由、さらに第六章から条文はなっている。

そこで「声明と前文と理由」はこの法律案の作成に当たったのアイヌ民族の精神と決意を示すものとして重要なので全文紹介する。

声明

一、明治三十二年制定のアイヌ民族差別法である北海道旧土人保護法の徹底を要求する。

一、北海道旧土人保護法による多年にわたった民族の損失を回復するためにアイヌ民族に関する法律（別紙）を制定する。

一、アイヌ民族に関する法律の制定は北海道旧土人保護法撤廃と同時にする。

前文

この法律は、日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障されることを目的とする。

本法を制定する理由

北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいつながりも民族としての自主性を固持してきた。明治維新によ

って近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土をもち主なき土地として一方的に領土に組み入れ、また、帝政ロシアとの間の千島・樺太、交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を棄てさせたのである。

土地も森も海もうばわれ、鹿をとれば密猟、鮭をとれば密漁、薪をとれば盗伐とされ、一方人移民が洪水のように流れこみ、すさまじい乱開発が始まり、アイヌ民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった。

アイヌは給与地にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせよめられ、教育においては民族固有の言語もうばわれ、差別と偏見を基調にした「同化」政策によって民族の尊厳はふみにじられた。

戦後の農地開拓は、いわゆる旧土人給与地にもおよび、さらに農業近代化政策の波は零細貧農のアイヌを四散させ、コタンはつぎつぎと崩壊していった。いま道内に住むアイヌは数万道外では数千人といわれる。その多くは、不当な人種的偏見と差別によって就職の機会均等が保障されず、近代的企業から締め出されて、潜在失業者群を形成しており、生活はつねに不安

定である。差別は貧困を拡大し、貧困はさらにいっそう差別をうみ、生活環境、子弟の進学状況なども格差をひろげているのが現状である。

現在行われているいわゆる北海道ウタリ福祉対策の実態は現行諸制度の寄せ集めにすぎず、整合性を欠くばかりでなく、何よりもアイヌ民族に対する国としての責任があまりにさげられている。いまきめられているのはアイヌの民族的権利の回復を前提にした人種的差別の一掃、民族教育と文化の振興・経済的自立対策など抜本的かつ総合的な制度を確立することである。

アイヌ民族問題は、日本の近代国家への成立過程においてひきおこされた恥すべき歴史的事実であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題をはらんでいる。このような事態を解決することは政府の責任であり、全国的な課題であるとの認識から、ここに屈辱的なアイヌ民族差別法である北海道旧土人保護法を廃止し、新たにアイヌ民族に関する法律を制定するものである。この法律は国内に在住する全てのアイヌ民族を対象とする。

次に章構成を紹介すると第一章では、基本的人権としてアイヌ民族に対する差別の絶滅を

基本理念とすることをうたっている。

第二章では強く民族の参政権をうたっている。「土人」「旧土人」と言う公的的名称のもとに、はずかしめられてきたことに對する地位を回復、その具体策として国会ならびに地方議会にアイヌ民族代表としての民族議席確保を提案している。

第三章は教育・文化についてである。アイヌ民族の正当な歴史・教育・文化をさまたげてきた、現にさまたげていることによって差別を助長させている、この現状打破を強く主張するとともにアイヌ語学習をはじめ、アイヌ民族の歴史・文化を正当かつすみやかに公教育において実現することを要求している。その教育者(教授・助教・講師)はアイヌ民族によって構成されることを主張する。

第四に農業、漁業、林業、商業等についてである。アイヌ民族の自立をさまたげてきた「旧土人保護法」を徹底すると同時に時代にあつた政策を講ずることを要求する。

農業、林業、漁業、商工業、これらの分野における経営上の基盤整備と振興を講ずること、また労働対策として、就職の機会を拡大すること、これら政策はいずれも緊急のことであり国の責任であることを主張し要求するものとなっている。

第五章は民族の自立化基金につ

いてである。アイヌ民族は、「保護」や「福祉」の対象ではなく、アイヌ民族の自立化のために基本的に抜本的施策が必要であると主張し、参政権、教育、文化の振興そして農漁業と商工業の振興はもとよりアイヌ民族自身の責任で行うに先きだつ基金を国は提供すべきことを要求する。

第六章、審議機関、国および各地方自治体、とりわけ北海道においてアイヌ民族政策を正当かつ継続的に反映させるための審議機関の設置を主張する。

以上が第六章までの要旨であるこの法律案は、戦前の土地取りあげと皇民化教育、戦後の福祉の対象としての同化政策に對して断固として拒否している。アイヌ民族の歴史はもとより独立自治の精神でこの二十年來生きてきたことを訴えらるとともに、アイヌ民族の独立自治を強く打ち出したものである。

この法律案が発表されるや『北海新聞』の社説、日本共産党機関紙『赤旗』では記事として、日本社会党中央機関誌『社会新報』、朝日新聞「ひとーひと」欄でそれぞれ論調とインタビューを掲載した。

これら各新聞の論調は、おしなべてアイヌ民族の参政権について、憲法と現行選挙法との関連で実現はむずかしいと言ふものであった。しかし、朝日新聞「ひとーひと

欄での野村義一理事長は、日本国憲法上むずかしいければ憲法を改正すればよいと、誠に明確に答えている。

北海道ウタリ協会は全道で新法に對するシンポジウムを計画し実行しており、関東でも関東ウタリ会を中心に支持署名運動講演会などを実施してきた。特に一昨年(一九八六)十一月三〇集會を契機に在関東アイヌの政治活動はめ

ざましいものがある。

一九八八年新年度定例都議会で東京在住アイヌの実態調査が承認された。この実態調査は第二回目である。第一回目は東京ウタリ会(代表宇梶静江)として昭和五〇(一九七五)年に行われた。ふたたび都議会で承認されたと言ふことは、東京都に在住するアイヌ民族の権利回復に向けて大きな前進である。

われわれは、こうしたアイヌ民族の主体的な活動を支持してゆくのでなければならぬ。とりわけ新法制定に向けた声をより大衆化する方向で具体的に支持の行動を計画してゆかねばならないである。各地域や職場で署名や、集會などを通して啓蒙活動を強めてゆかねばならない。

沖 自 連 批 判

プロローグ

沖縄自決連帯委員会(準)は、本年五月十四日をもって沖縄自決センターに名称変えをした。

その理由は、沖縄に自決派勢力をつくり出し得なかつたからだとしている。その限りで敗北したのだと。そこで沖縄問題の専門家グループを形成し資料センターとして活動してゆくことを唱っている。

敵は誰れか

沖自連は、この十年間一体誰れを敵とし誰れを味方としてたたかってきたのか。沖自連機関紙『海鳴』は、一三四号が最終となった。彼らの団体名が示す通り、日本帝国主義とどのようになたかかうの

かが不鮮明である。支援連帯の域を出していない。日本帝国主義と沖縄における意識的人民大衆は日夜たたかっている。たとえ「自立」「自決」を直接スローガンとしなるとは言え「沖縄は沖縄である」とする運動は広範にくりひろげられている。

問題は、沖自連が抑圧民族であると同時に自己解放の旗をもつ労働者階級として如何に自国帝国主義打倒闘争をたたかたかである。このたたかいかをもつて沖縄民衆と連帯するかである。彼らは「自決派」を待望していたにすぎない。彼らは『海鳴』であの七二年沖縄闘争時にすでに「自決」を主張していることを唯一の党派性にして

いるのだが、何に故に「自決派」が登場し得なかつたのかについては自己切開は試られないのである。彼らの最大の誤りは、ウチナーチュープロレタリア人民とヤマトンチュープロレタリアートの共同した日本帝国主義打倒闘争をたたかたことにある。そこでの革命的連帯をつくり出し得かつたことに最大の誤りがあった。

沖自連は、自決を分離としてのみ考え、沖縄の自立経済などに関心を集中させている。これは第二の誤りである。

我々は沖縄の自決を認めるものである。即ち、分離の自由を承認する。政治的分離が絶対であるか

どうかは、沖縄・琉球人民自身が決定すべきである。我々は自決を断固支持するものであるが日本帝国主義打倒として獲得される自決となるであろう。沖自連はこの点を曖昧とし自立経済を云々している。沖縄人民が分離を要求したとき抑圧民族として、その革命的プロレタリアとして沖自連はどうするのか。具体的に問われるのは日本帝国主義打倒ではないのか。この一点を無視して彼等は理論をもてあそんでいる。

沖自連の名称変更となった決起集会名は「知花さんの沖縄国体での日の丸焼却を支持し読谷村長に告訴取り下げを求める五・一五東京集会」というものである。

この集会基調でも読谷村長山内徳信糾弾はあっても日本政府に対して自からどのようなたたかうのかと言った能動的な方向性はない。

知花昌一の決起にこたえ日本帝国主義打倒をともしたたかおう！このようなスローガンがかかづけられなければならない。

また、知花昌一の「日の丸」焼却を断固支持し「日の丸」国体、天皇制を打倒しよう！このようなスローガンでなければならない。

沖縄に人民権力を

「プロ通」八号で沖縄・琉球の自決を明確に打ち出した。そして沖縄・琉球には少数ではあるが自決派が存在しており、この自決派

との革命的連帯によってのみ我々抑圧民族もまた解放されるのだと主張した。

沖自連（準）沖自連センターは、すでに沖縄は沖縄である運動が政治的に登場しているにもかかわらず、こうした革命的な人民プロレタリアと連帯する道を閉じている。彼らはたたかきを放棄しより一層啓蒙運動に純化しようとしているかに見える。しかも啓蒙の内容が間違っている。

沖自連は、自立したら喰えるか喰えないかに理論的関心を注いでいる。日本帝国主義打倒とともにある沖縄をかく主張することはできない。勿論、アジア諸地域の解放闘争と連帯したものとして沖縄が解放されることは十分あり得ることである。それとて、日本の金融資本・帝国主義打倒としてかちとられるであろう。その場合でさえ日本におけるプロレタリアのたかきを抜きには考えられない。それ故具体的現実と実践を離れて一般論として自立が可能か不可能かを論ずることはできない。あえて論じなければならぬとすれば無条件で可能だと主張しなければならぬ。

問題は、沖縄・琉球におけるプロレタリア人民とヤマトのプロレタリア人民が如何に実践的に連帯するのか。我々はこの点でも不平等をも辞さない「プロ通」八号で述べている。

注、「不平等」について
レーニン全集36巻七一八〜七一九

覚え書つづき、一九二二年十月三十一日少数民族の問題または「自治共和国化」の問題によせて

「抑圧民族、すなわち、いわゆる『強大』民族（その暴行にかけてだけだ。デルジモルダ式に強大なだけだ）にとつての国際主義とは、諸民族の形式的平等をまもるだけではなく、生活のうちに現実に生じている不平等にたいする抑圧民族、大民族のつぐないとなるような不平等をしのぶことではなければならない。このことを理解しなかつたものは、民族問題に対する真にプロレタリア的態度を理解せず、実は小ブルジョア的見地にとどまっているものであり、したがって、たえずブルジョア的見地に転落せざるを得ないのである。プロレタリアにとっては何が重要か？プロレタリアにとって重要であるばかりか、ぜひとも必要なことは、プロレタリア階級闘争に対する異民族の最大限の信頼を確保することである。このためにはなにが必要か？このためには、歴史上の過去に異民族が「強大」民族の政府からこうむった不信、疑惑、侮

辱を、異民族にたいするその態度により、その譲歩によってなんとかしてつぐなうことが必要である。

- スローガン
- 一、知花昌一氏の「日の丸」焼却闘争を支持
- 一、沖縄日雇労働組合の防衛と連帯

- 帯
- 一、米軍基地撤去
- 一、沖縄駐留日帝軍解体
- 一、沖縄・琉球民族の自決権支持
- 一、日本帝国主義打倒
- 一、在日沖縄・琉球人との共同闘争をかちとれ
- 一、沖縄人民権力の樹立支持
- 一、革命的沖縄解放同盟との連帯

11.6 三里塚へ！ SANRIZUKA 空港包囲行動

1コース
京成空港駅からスタート。12時、京成空港駅を歩いて歩きながら、木の根部落に向って歩きます。12時半と1時に人間の鎖で空港を包囲しよう。京成上野駅発10:20

2コース
東京（大阪）からバスで岩山へ。騒音や検問を体験しながら、空港包囲に加わってみよう。みんなが人文字つくるのもいいな。

3コース
前日から木の根に泊りこみ、農民と話してみよう。6日は木の根で花を植えよう。春にはたくさん花を咲かせよう。

4コース
サイクル・キャラバンで東京から三里塚まで走ろう。沿道で11.6への結集を訴え、空港を一閃して集え。